

## IV 「キャリアパス対応生涯研修課程」実施に向けての課題と期待

### 1. 実施に向けてのこれからの課題

#### (1) 運営委員会(仮称)の設置

本課程は、平成 24 年度からの実施が望まれる。本課程を実施・推進するため運営委員会(仮称)を設置し、実施要領(案)で示した教育・研修内容、標準研修プログラムと指導方法、指導者の要件や指導者養成研修課程、実施主体の認定方法などに関する事項を検討・決定することが必要である。

教育・研修内容の骨格となる標準テキストの開発は、早急に着手する必要がある。標準テキストの構成内容、執筆者の選定等をすすめていくことが求められる。そのうえで標準テキストに則しながら、各職務階層の標準研修プログラムを精査することが必要である。また、教育・研修内容及び指導方法の標準化を図り、質を担保するための指針として指導者用「指導の手引き」(仮称)を作成する必要がある。

#### (2) 標準テキスト等教材の開発

標準テキストは、「一般職員編」「チームリーダー編」「管理職員編」の 3 分冊で構成する。

各分冊のテキストの章立ては、対象となる職務階層に応じて設定したものであるが、項目については、職務階層の役割とキャリアアップに必要な内容を初任者からレベルアップしていく方法で編集することが望まれる。

標準テキストは、面接授業及び自己学習において活用するものであるが、キャリアパスの各段階において継続的な自己啓発に役立つものであることが求められる。そのため、各科目のポイントが体系的に理解できるよう分かり易く、簡潔に解説する必要がある。面接授業に関連するエクササイズや講義用のスライド等をテキストに折り込んで解説するという方法についても検討することが望まれる。

#### (3) 「指導の手引き」(仮称)の作成と指導者養成研修の実施

教育・研修内容及び指導方法の標準化を図り、質を担保するための指針として、指導者用「指導の手引き」(仮称)を作成する必要がある。併せて、指導者養成研修課程のあり方や具体的プログラム、実施時期等の検討が必要である。

指導者養成研修課程については、「指導の手引き」(仮称)に則した研修課程の実施が求められる。

#### (4) 多様な実施主体の確保

福祉・介護サービス従事者がどの地域でも本課程を受講できる環境を整えることが必要である。そのためには、これまで現行生涯研修課程を実施してきた地域の研修実施機関はもとより、実施してこなかった研修実施機関においても本課程の実施主体となることを期待する。また、福祉人材センター、市区町村社会福祉協議会、種別協議会、専門職団体など多様な団体が実施主体となることを期待する。

#### (5) 段階的導入と経過措置

実施要領（案）では、実施主体について第1段階から第5段階に対応した研修課程を実施することを原則としている。しかしながら、現実的な対応として、運営委員会（仮称）は、地域における実施主体の実情に則して研修ニーズの高い階層から実施するなど、実施主体が着手しやすい方法を提案する必要がある。

また、現行生涯研修課程から本課程への円滑な移行を図るための経過措置が必要である。現行生涯研修課程修了者が本課程を受講するに際して、本課程のどの段階を修了したことにするのかといった、読み替え表を作成し、実施機関に周知する必要がある。

## 2. 本課程普及に向けての期待

### (1) 法人・事業所への期待

本課程は、福祉・介護サービス従事者がそれぞれの職務階層に応じて必要となる共通の能力を習得し、さらに自身の将来を描くことができる機会を提供するものである。同時に、各法人・事業所が主体的に職員のキャリアパスを整備し、これに沿った職員育成施策を実施することを支援するものである。

法人・事業所には、その主旨の理解を促すとともに、本課程を自法人・事業所において策定するキャリアパス支援の職員研修体系等に位置づけ、積極的に活用されることを期待したい。

### (2) 新課程に対する関係団体の理解と行政の支援

都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関（人材・研修センター等）、専門職団体、種別協議会、社会福祉養成学校、社会福祉法人等においては、福祉・介護サービス従事者のキャリアパスに対応した基礎研修としての本課程の意義を積極的に評価し、協力と連携のなかで、本課程が実施されることを願うものである。

都道府県及び市区町村においては、地域福祉の充実を図るための施策の一環

に位置づけ、地域における福祉・介護サービス従事者の確保と定着、質の向上のために、本課程実施に必要な支援を期待するものである。

国においては、本課程が、福祉人材確保指針に基づく「人材確保の方策」の一つであることを認識し、実施体制の整備や普及に必要な支援措置を講ずることを期待したい。